

報告・協議 1

広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について

広島県博物館協議会委員の任期が令和 7 年 9 月 30 日をもって満了するため、次期委員の選任に係る基本方針について、別紙のとおり報告します。

令和 7 年 7 月 11 日

広島県教育委員会教育長 篠 田 智 志

広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について

名 称	広島県博物館協議会
根拠規定	地方自治法第 138 条の 4 第 3 項 広島県博物館協議会条例
設置目的 及び任務	広島県立美術館、広島県立歴史民俗資料館及び広島県立歴史博物館の運営に関し教育委員会の諮問に応じるとともに、教育委員会に対して意見を述べる。
委員の定数	15 人以内 ※ 広島県博物館協議会条例第 2 条第 1 項
委員の現員	15 人
委員の任期	2 年（令和 7 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日） ※ 広島県博物館協議会条例第 3 条第 1 項
報酬（令和 7 年度）	10,300 円／日
年間開催予定回数	2 回程度
重点課題	令和 4 年の改正博物館法に基づく、学校や社会教育施設及び民間団体などとのつながりによる地域における様々な課題解決の取組など、今後の博物館の在り方について
選考基準	1 学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者及び博物館利用者のうちから、次の基準によって選任する。 (1) 専門的な知識はもとより、幅広い見識を有する人材の確保に努める。 (2) 民間企業の発想を取り入れるため、企業経営者等の起用に努める。 (3) 男女共同参画に努める。 2 次のいずれかに該当する者は、原則として選任しない。 (1) 最初の任命時において、70 歳を超える者 (2) 再任の場合において、任期中に 75 歳を超えることとなる者 (3) 5 期を超える者

広島県博物館協議会委員名簿

令和 7 年 4 月 1 日現在

区 分	氏 名	所属・職名
学校教育 関係者	じょう いち まり こ 城 市 真理子	広島市立大学芸術学部准教授
	とみ なが ろく ろう 富 永 六 郎	広島県立御調高等学校校長
	ふじ い ゆき お 藤 井 行 夫	学校法人三光学園千鶴幼稚園理事長
	やま ぐち み ほ 山 口 美 穂	庄原市立口和小学校校長
社会教育 関係者	もと いずみ その こ 元 泉 園 子	三良坂平和美術館館長
家庭教育の向 上に資する活 動を行う者	わた なべ ま ゆみ 渡 辺 真 由	広島県 PTA 連合会副会長
学識経験 者	あん ま たく み 安 間 拓 巳	比治山大学現代文化学部教授
	いで はら まさ なお 出 原 昌 直	広島県議会議員
	い とう み さ 伊 藤 美 佐	一般社団法人広島県観光連盟 プロダクト開発事業部プロデューサー
	さ とう あき ひろ 佐 藤 明 寛	三次商工会議所会頭
	どう めん まさ かず 道 面 雅 量	株式会社中国新聞社編集局 報道センター文化担当部長
	はた いし けん じ 畑 石 顕 司	広島県議会議員
各館アド バイザー	いの くち え み 井 口 絵 海	特定非営利活動法人 mama no hibi 代表
	うら た あい 浦 田 愛	特定非営利活動法人 ほしはら山のがっこう副理事長
	はち や まさ ゆき 蜂 谷 昌 之	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授
	15 名	

- 注 1 各区分 50 音順に記載
2 任期は令和 7 年 9 月 30 日まで